



< 本図は大深度地下の公共の使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
 < 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
 < 非常口、保守用車留置施設(資材搬入口)、保守用車留置施設(保守用車留置場所)